

# 國土交通部門

## 国土交通部門会議平成23年度税制改正への提言

平成22年10月14日

国土交通部門会議

座長 田村謙治

税制担当主査 室井邦彦

平成23年度税制改正に当たって、国土交通部門会議として以下の点について重点的に要望する。

### 1. 航空・海事関係

我が国の国際運輸を担う航空・海運企業の国際競争力を維持・強化するため、航空機燃料税の引き下げ、トン数標準税制の拡充、外航船舶・国際線航空機に係る法人税、固定資産税の国際運輸基盤強化税制の創設など、世界水準を見据えて大幅に税負担の軽減を図ること。また、国際連帯税の導入に関し、上記施策に反する航空券連帯税の導入については強く反対する。

### 2. 港湾関係

国際コンテナ戦略港湾等の積極的な整備・機能強化を図るため、民間の港湾運営主体に対する登録免許税、固定資産税等の軽減措置の整備や、地方の港の利便性を高め国際コンテナ戦略港湾への集荷を促進するためのインランドポート等物流効率化施設・内航フィーダー船に係る集荷促進税制、内航船・フェリーの建造促進のための税制の創設・拡充を図ること。

### 3. 都市関係

激化する国際的な都市間競争に勝ち抜き、国全体の成長を牽引するため、大都市における国際競争拠点の重点的な整備促進のための法人税、登録免許税等の軽減とともに、都市再生・まち再生促進税制の拡充・延長を図ること。

### 4. 住宅関係

需要創出効果の高い住宅投資は、内需拡大の柱であり、景気対策の観点から重要な支援策として、低迷する住宅市場を活性化し、住宅投資等を増加させるためにも、サービス付高齢者住宅の供給促進税制の拡充、建築物等のバリアフリー・省エネ改修等の促進税制の延長、住宅の取得促進に係る負担軽減措置の拡充・延長を図ること。

なお、昨年度の税制大綱で検討課題とされた新築住宅等に係る固定資産税の減額措置については、国民生活や住宅投資に与える影響が極めて大きいことから、今後も堅持するべき。

### 5. 地域の自立・活性化関係

離島、地域における交通機関の維持を図るため、これらの航空機、船舶、車両等に係る固定資産税等の税負担について一層の負担軽減を図るとともに、離島等条件不利地域の振興のための特別償却措置の拡充・延長を図ること。

### 6. 地球温暖化対策のための税関係

地球温暖化対策のための税の創設に当たっては、環境対策を適切に推進するため、その使途を貨物流通の効率化の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、省エネ投資等に活用することを強力に推進するとともに、同税創設によって、公共交通の利用促進、モーダルシフトの促進、トラック輸送の効率化等の交通関係の環境対策を担う関係者の負担が一切増える事の無いよう万全の措置を講じること。

なお、地球温暖化対策のための税の創設に当たっては、現下の景気情勢等を十分に踏まえること。

# 環境部門

2010年10月14日

税制改正PT座長  
中野 寛成 殿

## 民主党「環境部門会議」税制改正要望の提出について

環境部門会議座長  
田島 一成  
同 税制担当主査  
大谷 信盛

日頃のご活躍に心より敬意を表します。

次年度税制改正にかかる重点要望のとりまとめについて、環境部門会議においては、12団体（別紙1参照）からヒアリングを実施したうえで、コアメンバーミーティングにて協議いたしました。その結果、下記項目について、重点要望とすべきとの結論に達しました。

- 地球温暖化対策のための税
- PCB汚染物・石綿含有廃棄物等の処理に係る税制上の優遇措置（所得税・法人税・不動産取得税）
- 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置  
(固定資産税)

つきましては、上記の項目を重点要望として提出いたしますので、税制改正PTにおかれましては宜しくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

ヒアリング対象団体

気候ネットワーク

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

WWFジャパン

経済団体連合会

(社)日本建設機械工業会

(社)日本建設機械化協会

(社)全国産業廃棄物連合会

日本環境安全事業株式会社

(社)日本ナショナル・トラスト協会

(社)日本生態系協会

(社)住宅生産団体連合会

電気事業連合会

## 平成23年度税制改正 重点要望事項（地方税用）

(環境部門)

新設・拡充・延長・その他	
制度名	排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設
税目	固定資産税
要望の内容	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）  「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づき、新たに強化された平成23年排出ガス新基準を満たし、基準適合表示の付された特定特殊自動車（オフロード車）のうち、固定資産税のかかるもの。  （ただし、定格出力帯ごとの規制開始日前の取得分に限る。  定格出力130kW以上560kW未満のものは規制開始日から1年後までの取得分に限る。）</p> <p>・特例措置の内容  固定資産税の課税標準を最初の5年間1／3とする。</p>
減収見込額 (制度自体の減収額)	<p>(初年度) 0 百万円 (平年度) 343 百万円  (一 百万円) (一 百万円)</p>
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的  特定特殊自動車からの排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性  大都市を中心として、自動車等からの排出ガスが大気汚染原因の一つとして大きな問題となっており、自動車類が排出する窒素化合物(NOx)や粒子状物質(PM)について、公道を走行しない特定特殊自動車から排出される割合がNOxで約25%、PMでは約12%を占める（平成12年推計）ため、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（オフロード法）が平成18年4月より施行され、同年10月より排出ガス規制適用を開始した。  また、一般自動車類の排出ガス規制強化進歩に伴い、自動車排出ガス総量に占める特殊自動車寄与率が更に高まったことを受け、平成23年からPM規制値を現行比約9割減、平成26年からNOx規制値を現行比約9割減とする規制強化を予定している。  これらの排出ガス規制の強化を円滑に進め、確実に大気環境改善を図るために、新基準適合車の普及促進策を規制適用当初に速やかに講じていくことが極めて重要である。平成20年度秋のリーマンショック以降の特定特殊自動車の出荷量の急激な落ち込みが回復しない状況下、規制強化対策により車両価格の値上がりも見込まれ、主力機種の早期開発・早期市場投入と、使用者の新基準適合車取得へのインセンティブを高め、もってNOx、PMの改善を図るために、高額商品である新基準適合特殊自動車取得の初期負担を軽減することが重要であり、これを効果的に行うには、本税制の支援措置を創設することが極めて重要である。  なお、環境部門会議における団体ヒアリングにおいては、（社）日本建設機械工業会及び（社）日本建設機械化協会から、来年度からの排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設について要望があったところ。</p>

本要望に 対応する 縮減案	—	
今回の要望に 関連する事項  合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	政策評価体系「大気・水・土壤環境等の保全」に含まれるものである。 オフロード法成立時の衆参国会附帯決議で「排出ガス基準に適合する公道を走行しない特殊自動車への買換が円滑に進むよう金融・税制面への支援措置を検討すること。」とされたほか、中央環境審議会「今後の自動車排出ガス対策のあり方について（第9次答申）」（平成20年1月）に基づき、平成23年からPMを9割削減する基準の適用、平成26年からNOxを9割削減する基準の適用、という二段階での規制強化の導入が予定されている。
	政策の 達成目標	全国の大気環境基準の達成とその維持。 (参考)新規制導入による特殊自動車排出ガス量低減効果試算値（中環審9次答申） PM : 1.0万t/年(H17) → 0.4万t/年(H32)、NOx : 25万t/年(H17) → 9.4万t/年(H32)
	税負担軽減 措置等の適 用又は延長 期間	平成23年4月1日から平成25年9月30日までの取得分について適用。 (ただし、定格出力帯ごとに適用期限日が異なる。)
	同上の期間 中の達成 目標	①新基準適合車の早期開発・早期市場投入の促進（測定指標：新基準適合車の型式届出状況） ②新基準適合車への更新需要誘発（測定指標：新基準適合車型式の出荷状況）
	政策目標の 達成状況	全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい状態にある。一方で、大都市圏を中心に、二酸化窒素(NO2)や浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準を長期間にわたり達成しない測定局が依然として残っており、さらに改善を図る必要がある。 光化学オキシダント(Ox)の環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも漸増傾向にあり、注意報の発令地域は広域化している。 ◎大気汚染防止法に基づく常時監視局の環境基準達成・維持状況(H20) ※自排局:自動車排出ガス測定局  二酸化窒素(NO2):一般局100%、自排局95.5% (NOx・PM法対策地域:一般局100%、自排局92%) 浮遊粒子状物質(SPM):一般局99.6%、自排局99.3% (NOx・PM法対策地域:一般局99.8%、自排局99.5%) 光化学オキシダント(Ox):一般局0.1%、自排局0%、注意報等発令都道府県数25都府県、発令延日数144日

有効性	要望の措置の適用見込み	対象件数 5,123件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>①平成17年度の自動車排出ガス総量に占める特殊自動車の排出ガス寄与率がPM18%、NOx31%（中央環境審議会第9次答申環境省推計）であること、</p> <p>②NOx・PM法対策地域である3大都市圏を含む関東・中部・近畿地方に、主要建設機械の保有台数の約49%が集中していること、等から、現行比でPM排出量が9割減となる新基準適合車の早期普及は極めて重要。</p>
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税           <ul style="list-style-type: none"> <li>①中小企業投資促進税制（所得税、法人税）（平成22、23年度適用）               <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業が行う機械設備取得（特定特殊自動車に限らず。）に対する支援措置。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資、補助金その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境エネルギー対策貸付制度（株）日本政策金融公庫）の期間延長と利率変更               <ul style="list-style-type: none"> <li>オフロード法の基準適合車の取得に係る低利融資制度。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
相当性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	環境エネルギー対策貸付制度は、基準適合車購入における中小企業又は個人事業主の購入資金調達を容易にするものであり、対象がオフロード車に限られていない中小企業投資促進税制も含めて、中小企業等の機器更新需要の下支えが主たる役割であり、新基準適合車の早期市場投入等の促進効果については本特例措置の役割が大きい。
	要望の措置の妥当性	国民の健康に係わる大気の汚染に関し、汚染物質の排出寄与率が相対的に高まっている特定特殊自動車の中で、排出寄与率の高い大型特殊自動車に係る固定資産税について、最新の規制適合車に対象を限定し、かつ早出し期間のみの時限的措置として特例措置を設け、最新の規制適合車の早期普及促進を図ることにより、特に当該車両の使用地域の大気環境の改善に資する。
	これまでの税負担軽減措置等の適用実績	—
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関する事項	税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	—
これまでの 要望経緯		<p>「排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設」 (平成18年度創設(法律施行時)→平成20年度廃止(早出し期間終了))</p> <p>一般自動車類の排出ガス規制の強化に伴い、相対的に特殊自動車類の排出寄与率が高まったことを受け、中央環境審議会第6次答申に基づき、平成18年より「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(オフロード法)が施行された。排出ガス量削減効果の発現に当たっては、基準適合車の早期市場投入と未規制車からの円滑な更新が重要であり、基準適合車への買い換えが円滑に進むよう金融・税制面での支援措置を検討することとされた同法附帯決議対応も考慮し、平成18年度税制改正において、規制適合車の取得に関する支援施策として、固定資産税の課税標準の特例措置(3年間1/2に軽減)を創設した。特例措置内容について、自動車取得税の排出ガス規制適合車に係る特別措置との並びを考慮し、規制開始日前に取得した場合に適用する早出し特例とした。ただし、定格出力130kW以上560kW未満にあっては、法の施行から規制開始日までの期間が半年と短いため、適用期間を規制開始日の1年後までとした。平成20年10月1日をもって全ての規制対象出力帯が規制適用となつたため、平成20年度に特例措置を廃止とした。</p>

## 平成23年度税制改正 重点要望事項

(環境部門)

新設・拡充・延長			
制度名	P C B 汚染物・石綿含有廃棄物等の処理に係る税制上の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税、不動産取得税		
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長</li> <li>・ 日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産に係る非課税措置の延長</li> </ul> <p>※ 詳細については別添のとおり。</p>		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="padding: 5px;">( 百万円 百万円 )</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	( 百万円 百万円 )
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	( 百万円 百万円 )		

## 平成23年度税制改正 重点要望事項（国税用）

(環境部門)

新設・拡充・延長		
制度名	P C B 汚染物・石綿含有廃棄物等の処理に係る税制上の特例措置の延長（P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長）	
税目	所得税、法人税	
要望の内容	<p>・措置の対象 P C B 汚染物等処理用設備、石綿含有廃棄物無害化処理用設備に係る特別償却措置の適用期限を延長する。</p> <p>・措置内容 特別償却措置（初年度 14/100）</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一 百万円 ( 一 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

### ○ P C B 汚染物等無害化処理用設備

#### (1) 政策目的

P C B 廃棄物を適正に処理する設備を備えた施設を整備することを促進する。これにより、P C B 廃棄物の適正な処理を確保し、国民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

#### (2) 施策の必要性

P C B 廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「P C B 廃棄物特別措置法」という。）に基づき、定められた期限（平成 28 年 7 月）までに P C B 廃棄物を処分しなければならないこととされており、早期にかつ確実に処理していく必要がある。

このうち、微量 P C B 汚染廃電気機器等（平成 14 年 7 月にその存在が判明した、微量の PCB に汚染された絶縁油を使用した電気機器等が廃棄物となつたもの）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）における無害化処理に係る特例制度を活用して、できるだけ早期に処理施設の導入・整備を促進させる必要があり、本税制による措置が引き続き必要不可欠である。

### ○ 石綿含有廃棄物等無害化処理用設備

#### (1) 政策目的

アスベスト問題への対応として、早急に石綿含有廃棄物の適正な処理施設の整備を推進し、国民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

#### (2) 施策の必要性

石綿含有廃棄物の排出量の増加（ストック量約 4000 万トン、年間排出量 100 万トン以上）が予想される中で、住民の不安を背景とした石綿含有廃棄物の忌避に加え、今後、大量に排出されることが予想されている石綿含有廃棄物の処理が滞留し（年に数十万トンと予想）、不法投棄や不適正処理が頻発して、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念される。

このため、今後の石綿含有廃棄物等による健康被害を拡大しないための対応の一環として、石綿含有廃棄物の適正処理を徹底しつつ、税制優遇措置により今後増大が見込まれる石綿含有廃棄物の処理に必要な受け皿を確保する必要がある。

したがって、本税制優遇措置を継続することにより、一刻も早く無害化処理施設の整備を行うことが必要不可欠である。

※ なお、環境部門会議における団体ヒアリングにおいては、電気事業連合会から、P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長について要望があったところ。

今回の要望に関連する事項	政策体系における政策目的の位置付け	廃棄物・リサイクル対策の推進
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ P C B 汚染物等無害化処理用設備 無害化処理施設の設置を進め、P C B 廃棄物特別措置法に基づき、定められた期限（平成 28 年 7 月）までに微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理を完了する。</li> <li>○石綿含有廃棄物無害化処理用設備 無害化処理施設を早期に設置し、石綿含有廃棄物の無害化を確実に遂行する。</li> </ul>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ P C B 汚染物等無害化処理用設備 延長期間 2 年（平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）とする。</li> <li>○石綿含有廃棄物等無害化処理用設備 延長期間 2 年（平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）とする。</li> </ul>
	租税特別措置等の適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ P C B 汚染物等無害化処理用設備 無害化処理施設の設置を進め、微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理を推進する。処理施設の設置については、同上期間内におおむね 10 件が見込まれる。</li> <li>○石綿含有廃棄物等無害化処理用設備 無害化処理施設を早急に設置し、石綿含有廃棄物の無害化を確実に遂行する。処理施設の設置については、同上期間内におおむね 6 件が見込まれる。</li> </ul>
	同上の期間中の達成目標	<p>本無害化認定制度は、平成 18 年に創設されたものであり、微量 P C B 汚染廃電気機器等については、平成 21 年 11 月に無害化認定制度の対象となったところ。 平成 22 年 8 月の段階で、無害化処理認定申請を行った事業者は 6 社、認定を受けた事業者は 3 者となっている。今後さらに申請件数が増加するものと見込まれる。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ P C B 汚染物等無害化処理用設備 処理施設の設置については、同上期間内におおむね 10 件が見込まれる。</li> <li>○石綿含有廃棄物等無害化処理用設備 処理施設の設置については、同上期間内におおむね 6 件が見込まれる。</li> </ul>

	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	期間内におおむね 11,000 トンの処理が見込まれる。
	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措置	<p>地方税：固定資産税の課税標準の特例 ※高濃度 P C B 廃棄物処理事業を行う J E S C O が 取得する一定の不動産に係る不動産取得税の 非課税措置の延長についても要望中。</p> <p>融 資：日本政策金融公庫による融資制度 (環境・エネルギー対策資金)</p>
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業 (11,874 千円)</li> <li>・P C B 廃棄物適正処理対策推進事業 (100,073 千円の内数)</li> </ul>
相 當 性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	上記の予算上の措置は、微量 P C B 汚染廃電気機器等及び石綿含有廃棄物の無害化処理技術を認定するなど、P C B 廃棄物及び石綿含有廃棄物の適正処理を促進するための措置であるが、事業者の公害防止設備の設置を促進するものではなく、本要望項目との政策目的上の重複はない。
	要望の措置 の妥当性	<p>P C B 廃棄物・石綿廃棄物の施設は設置時のコストが高額であり、税制措置による支援が適当。</p> <p>石綿含有廃棄物等については、建築物の解体等の増加により今後大量に排出されることが予想され、石綿含有廃棄物の処理が滞留し、不法投棄や不適正処理が頻発し、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念される。そのことからも円滑かつ安全な処理を確保することが不可欠であるが、その処理方法は事実上、最終処分場に埋め立てる方法に限られているところであり、一刻も早い無害化処理施設の整備が求められている。また、微量 P C B 汚染廃電気機器等については、法に基づく期限内処理の推進のために、できるだけ早期に処理施設の導入・整備を促進させなければならない。</p> <p>仮に本税制優遇措置が延長されなかった場合、有害性のあるこれら廃棄物の無害化処理が促進されず、不法投棄や不適正処理が頻発し、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態や最終処分場のひっ迫を招くことが想定される。</p>

これまでの租税特別措置等の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置等の適用実績	<p>○ P C B 汚染物等無害化処理用設備（単位：百万円）</p> <table border="0"> <tr><td>平成 19 年度</td><td>1,258</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>302</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>704</td></tr> </table> <p>○石綿含有廃棄物等無害化処理用設備（単位：百万円）</p> <table border="0"> <tr><td>平成 19 年度</td><td>315</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>0</td></tr> </table> <p>施設の性格上多くの施設は設置されないが、有害性のある石綿含有廃棄物等や微量 P C B 汚染廃電気機器等の適正な処理に当たっては一件一件の無害化認定施設が重要である。今後設置数が増加する見込み。</p>	平成 19 年度	1,258	平成 20 年度	302	平成 21 年度	704	平成 19 年度	315	平成 20 年度	0	平成 21 年度	0
平成 19 年度	1,258													
平成 20 年度	302													
平成 21 年度	704													
平成 19 年度	315													
平成 20 年度	0													
平成 21 年度	0													
租税特別措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本無害化認定制度は、平成 18 年に創設されたものであり、微量 P C B 汚染廃電気機器等については、平成 21 年 11 月に無害化認定制度の対象となったところ。平成 22 年 8 月の段階で、無害化処理認定申請を行った事業者は 6 社、認定を受けた事業者は 3 者となっている。施設の性格上多くの施設は設置されないが、一件一件が重要であり、今後さらに申請件数が増加するものと見込まれる。</p>													
前回要望時の達成目標	<p>○ P C B 汚染物等無害化処理用設備 P C B 廃棄物の適正処理の促進。具体的には平成 13 年 6 月に制定された P C B 処理関連 2 法の枠組みに基づき、平成 28 年 7 月までに P C B 廃棄物を全て処理するため、無害化処理認定施設の設置を進め、微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理体制を整備する。処理施設の設置については、平成 22 年度中に概ね 6 件が見込まれる。</p> <p>○石綿含有廃棄物無害化処理用設備 石綿含有廃棄物無害化処理用設備無害化処理施設を早急に設置し、石綿含有廃棄物の無害化を確実に遂行する。処理施設の設置については、平成 22 年度中に概ね 4 件が見込まれる。</p>													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>○ P C B 汚染物等無害化処理用設備 微量 P C B 汚染廃電気機器等については、平成 21 年 11 月に無害化認定制度の対象となったところであり、平成 22 年 8 月段階で、無害化処理認定申請を行った事業者は 3 社、認定を受けた事業者は 1 社となっている。今後さらに申請件数が増加し、今年度は前回要望時の目標件数を概ね達成するものと見込まれる。</p> <p>○石綿含有廃棄物無害化処理用設備 平成 22 年 8 月段階で、2 社に対し、環境大臣の無害化処理認定を出しており、目標達成に向け着実に増加しているところ。無害化処理技術の開発には実証試験用の設備の設計・設置、実証試験の実施、排ガス・無害化処理物の分析等の試験結果の評価、生活環境影響調査や住民調整等の事前準備が必要であり、</p>													

		石綿含有廃棄物の排出量に応じた処理能力を確保するには、今後数年程度の期間が必要である。
これまでの要望経緯		<p>○ P C B 汚染物等無害化処理用設備 P C B 汚染物等無害化処理用設備は、平成 13 年度に拡充され、平成 15 年度・平成 17 年度・平成 18 年度、平成 20 年度税制改正において、2 年間の延長が認められた。また、平成 22 年度税制改正においては、対象を環境大臣による無害化処理認定を受けて設置された施設に限定し、1 年延長された。</p> <p>○ 石綿含有廃棄物無害化処理用設備 石綿含有廃棄物無害化処理用設備は、平成 18 年度に拡充され、平成 19 年度税制改正において、産業廃棄物処理用設備のうちばい煙処理装置を石綿含有廃棄物無害化処理用設備とともに使用されるものに対象を限定され、平成 20 年度税制改正において、2 年間の延長が認められ、平成 22 年度税制改正要望において、1 年間の延長が認められた。</p>

## 平成 23 年度税制改正 重点要望事項（地方税用）

(環境部門)

新設・拡充・延長・その他									
制度名	P C B 汚染物・石綿含有廃棄物等の処理に係る税制上の特例措置の延長（日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産に係る非課税措置の延長）								
税目	不動産取得税								
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>　　日本環境安全事業株式会社が取得する P C B 廃棄物処理施設等の不動産</li> <li>・特例措置の内容</li> <li>　　用途による不動産取得税の非課税</li> </ul>								
減収見込額 (制度自体の減収額)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(初年度)</td> <td style="text-align: center;">— 百万円</td> <td style="text-align: center;">(平年度)</td> <td style="text-align: center;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">( 53 百万円)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">( 80 百万円)</td> </tr> </table>	(初年度)	— 百万円	(平年度)	— 百万円		( 53 百万円)		( 80 百万円)
(初年度)	— 百万円	(平年度)	— 百万円						
	( 53 百万円)		( 80 百万円)						
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、P C B 廃棄物処理を完了させ、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 P C B は人体・環境に有害な物質として昭和 47 年に新たな製造が禁止されたにも関わらず、その後 30 年間にも及ぶ長期保管による紛失や漏洩等による環境汚染の進行が懸念され、平成 13 年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という）」が制定され、P C B 廃棄物の保管事業者は P C B 廃棄物の処理が義務づけられるとともに、国及び地方公共団体においても P C B 廃棄物が確実かつ適正な処理が行われるために必要な措置を講ずることに努めなければならない旨義務づけられた。 特措法に基づく P C B 廃棄物処理事業は現在、日本環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という）により行われているところであり、P C B 廃棄物処理の中核的役割を担っている J E S C O も会社設立時には不動産取得税に係る特例措置を認められ、さらに平成 21 年度にも延長を認められた。 P C B 廃棄物処理事業は現在も必要な P C B 廃棄物処理施設を建設中であるため、P C B 廃棄物の円滑な処理のため J E S C O に対する不動産取得税に係る特例措置の延長が不可欠である。 なお、環境部門会議における団体ヒアリングにおいては、日本環境安全事業株式会社から、来年度以降の日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産に係る非課税措置の延長について要望があったところ。</p>								

本要望に 対応する 縮減案	—		
今回の要望に 関連する事項	政策体系 における 政策目的の 位置付け	[廃棄物・リサイクル対策の推進] ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、P C B 廃棄物処理を完了することとしている。	
	政策の 達成目標	処理の目標とするP C B 廃棄物量 第1事業（高圧トランス等）：高圧トランス（13,500台） 高圧コンデンサ（265,000台） その他機器（51,000台） 第2事業（P C B 汚染物等）：P C B 汚染物等（3,527t）	
	合理性 税負担軽減 措置等の適 用又は延長 期間	3年延長を要望	
	同上の期間 中の達成 目標	処理の目標とするP C B 廃棄物量（これまでの実績を含む総量） 第1事業（高圧トランス等）：高圧トランス（13,500台） 高圧コンデンサ（265,000台） その他機器（51,000台） 第2事業（P C B 汚染物等）：P C B 汚染物等（3,527t）	
	政策目標の 達成状況	平成21年度までの実績： 第1事業（高圧トランス等）*：高圧トランス類（4,251台）、 高圧コンデンサ類（52,306台） 第2事業（P C B 汚染物等）：P C B 汚染物等（14t）  * 達成目標中の「その他機器」を実際の処理手順により「高圧トランス類」、「高圧コンデンサ類」に分類したもの。	
	有効性 要望の 措置の 適用見込み	239.7百万円（2件）	
相当性	要望の措置 の効果見込み (手段としての有効性)	P C B 廃棄物処理施設という特殊な施設の性格上、設置数は限られているが、施設設置時のコストが高額であり、P C B 廃棄物の処理を完了するためには、税制優遇による支援が必要。	
	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措置	※ P C B 汚染物等無害化処理用設備に係る所得税・法人税の特別償却措置の延長についても要望中。	
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	日本環境安全事業株式会社に対するP C B 廃棄物処理施設整備費補助金 9,400百万円	

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置はP C B 廃棄物処理施設整備に係る国庫補助金であり、処理施設設置に伴う負担を直接軽減する措置は本特例措置以外にない。
	要望の措置の妥当性	P C B 廃棄物処理施設という特殊な施設の性格上、設置数は限られているが、P C B 廃棄物保管事業者は全国に数万事業者存在し、P C B 廃棄物の早期・適正な処理が求められている。早期・適正にP C B 廃棄物の処理を完了するためには、特措法に基づき国・地方公共団体・保管事業者等に科された役割分担のもと、本措置も引き続き実施する必要がある。
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関する事項	税負担軽減措置等の適用実績	17年度 2件 65百万円 (北九州事業建物、大阪事業用地) 18年度 2件 351百万円 (豊田事業建物、東京事業建物) 19年度 1件 104百万円 (大阪事業建物) 20年度 1件 103百万円 (北海道事業建物) 21年度 0件 22年度 1件 112百万円 (北九州第2期事業建物)
	税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	適用実績 734.7百万円 (内 第1事業(高圧トランス等) 678.8百万円 第2事業(P C B 汚染物等) 55.9百万円) これにより、第1事業高圧トランス等1台あたり平均2,060円、第2事業P C B 汚染物等1tあたり平均15,849円軽減された。
	前回要望時の達成目標	処理の目標とするP C B 廃棄物量 第1事業(高圧トランス等) : 高圧トランス(13,500台) 高圧コンデンサ(265,000台) その他機器(51,000台)
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成21年度までの実績: 第1事業(高圧トランス等) *: 高圧トランス類(4,251台)、 高圧コンデンサ類(52,306台) 第2事業(P C B 汚染物等) : P C B 汚染物等(14t)  * 達成目標中の「その他機器」を実際の処理手順により「高圧トランス類」、「高圧コンデンサ類」に分類したもの。
これまでの要望経緯	新設: 平成16年度 延長: 平成21年度	

## 平成 23 年度税制改正 重点要望事項（国税用）

(環境部門)

新設・拡充・延長				
制度名	「地球温暖化対策のための税」の創設			
税目	「地球温暖化対策のための税」			
要望の内容	<p>「地球温暖化対策のための税」については、平成 22 年度税制改正大綱において、「平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進め」ることとされ、所得税法等の一部を改正する法律附則にも、その旨が規定された。</p> <p>温室効果ガスの削減目標を、あらゆる政策を総動員して実現を目指していくかなければならない中、下記のような「地球温暖化対策のための税」の平成 23 年度からの導入を図る。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>【課税対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料、天然ガス、LPG、石炭といった全ての化石燃料を対象に、幅広く負担を求める。</li> </ul> <p><b>【税率】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○CO<sub>2</sub> 排出抑制効果や、国の地球温暖化対策に必要な所要財源、各化石燃料の担税力、国際的な税負担のバランスを勘案しつつ、税率を設定。</li> </ul> <p><b>【課税の基本的な仕組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現行の石油石炭税の課税対象である全化石燃料については、家庭を含めた幅広い分野をカバーし、執行が容易・確実となるような簡素性を考え、輸入者・採取者の段階（現行の石油石炭税の課税段階）で課税する。その税率は CO<sub>2</sub> 排出量に応じたものとする。</li> <li>○ガソリンについては、他の主要国でも他の化石燃料に比べ高率の課税が行われていること、運輸部門の CO<sub>2</sub> 排出量に占める割合が多いことから、これに加えて、製造者等の段階（現行の揮発油税の課税段階）で、上乗せの負担を求めることがとし、現行のガソリン税に係る「当分の間の税率」について、その CO<sub>2</sub> 排出抑制効果を税制上明確に位置づけ、かつ、現在の抑制効果を最低限維持する観点から、税の名称を変えつつ、現行負担水準を維持する。</li> </ul> <p><b>【実施時期】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 23 年度から実施する。</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">+ (精査中) ( - 百万円)</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	+ (精査中) ( - 百万円)
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	+ (精査中) ( - 百万円)		

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 我が国の中長期の温室効果ガス削減目標を達成し、低炭素社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の中長期の温室効果ガス削減目標を確実に実現させるためにはあらゆる施策を行う必要があり、その中でも、課税によるCO<sub>2</sub>排出抑制に加え、課税により確保した収税を地球温暖化対策に使うことで、CO<sub>2</sub>排出抑制への二重の効果が期待できる本施策は最重要施策の一つである。 なお、環境部門会議における団体ヒアリングにおいては、4団体（気候ネットワーク、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、WWFジャパン、日本経済団体連合会）のうち3団体（気候ネットワーク、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、WWFジャパン）から、来年度からの地球温暖化対策のための税の実施について要望があったところ。</p>
今回の要望に関連する事項	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-1. 経済のグリーン化の推進</p>
	<p>政策の達成目標</p> <p>我が国の中長期の温室効果ガス削減目標を達成し、低炭素社会の実現に資する。</p>
	<p>租税特別措置等の適用又は延長期間</p> <p>—</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>—</p>
	<p>政策目標の達成状況</p> <p>2008年度における我が国の排出量は、基準年比+1.6%（12億8200万t）であり、他の温暖化対策と併せ、「地球温暖化対策のための税」の平成23年度からの確実な実施が不可欠な状況。</p>
	<p>要望の措置の適用見込み</p>
	<p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p> <p>課税によるCO<sub>2</sub>排出抑制に加え、課税により確保した収税を地球温暖化対策に使うことで、CO<sub>2</sub>排出抑制への二重の効果と、環境関連産業の成長を通じた経済活性化をともに期待できる。</p>
相性相当	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> <p>—</p>

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	「地球温暖化対策のための税」は、二酸化炭素を排出するすべての主体に対して公平に排出削減への経済的インセンティブを与えることができ、規制等他の施策と比較して、公平性、透明性、効率性、確実性の観点から優れている。 また、欧州主要国においては、既に同様の税制が導入されており、本要望に係る措置を講ずることが適当である。
事項  これまでの租税特別措置等の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置等の適用実績	—
	租税特別措置等の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	<p>民主党は、数次にわたり、「脱地球温暖化戦略」（民主党「次の内閣」環境部門地球温暖化対策小委員会 福山哲郎委員長 2007年5月9日）や、「民主党環境政策大綱」（「民主党環境ビジョン」2008年9月16日 NC中間報告）などにおいて、地球温暖化対策税の創設を提言しており、マニフェスト2009においても、地球温暖化対策を強力に推進することを掲げ、地球温暖化対策税の導入を検討することとしている。</p> <p>(参考) 政府においては、環境省が、平成17~22年度税制改正要望において、毎年度要望を提出しており、平成23年度税制改正要望においては、環境省のほか、経済産業省等も要望を提出している。</p>